

小規模企業のための新会社法活用

第4回 「事業承継」

貴社の事業の承継はもうお済みですか。まだの場合は、今から将来必ず発生するであろう事業承継について今、考えてみてはいかがでしょうか。

企業は永続・発展させるもの。そのためには、会社の規模に関係なく早い時期からの事業承継対策が重要です。それにより、安心して企業経営に専念でき、後継者による經營がスムーズいくというものです。

事業承継対策を考える前に、まず、相続時に発生するだろう問題点の把握が必要です。具体例として①経営者の保有株式の状況、②法定相続人および株式の保有状況等、③後継者候補の状況などが考えられます。

2. 事業承継の方法

承継の方法としては、①長男等への親族内承継、②従業員への承継、③その他第3者への譲り（売却等も含む）等々です。

4. 会社法の制度を利用した株式分散防止策

このたび施行された会社法では、事業承継対策に関する規定が設けられ、これらを活用することによって、後継者に株式を集中させることや、好ましくない者への株式の分散を防止することができます。

3. 株式分散の回避策

中小企業の場合、「経営者株主」というケースがほとんどです。そのため、この株式が相続によって分散されることを防ぐことがもつとも大切なことの一つとなります。

その方策として①株式の後継者への生前贈与（暦年110万円控除の制度と、2,500万円控除の相続時精算課税制度の活用）、②遺言による後継者への株式の移動（自筆証書遺言と公正証書遺言がありますが後者がベター）、③会社法の制度を利用した株式分散の防止などです。

項目	内容
1 活用	相続人に対する売渡請求の実用
2 議決権制限株式の活用	議決権制限株式
3 議決権についての株主ごとに異なる取扱いを活用	議決権についての株主ごとに異なる取扱いを活用
4 黄金株（拒否権付き株式）の活用	黄金株（拒否権付き株式）の活用

なお、相続税対策としては、「株価評価を引き下げる方法の検討」、「納税額が最小になる株式の譲渡、贈与計画の策定」などが重要となりますので、早めの着手をおすすめいたします。

往という状態となつたのは記憶に新しいところですが、それを回避するためにも、株式をはじめてとする相続財産については「公正証書遺言の作成（公証人の前で申述して作成してもらいう方法）」の検討をお願いしたいところで、京都で「澤帆布」というカバン店の長男と三男によると、その際、その遺産分割の自由も書いておくのがさらにベタ一といえます。不要な争族争いを避けるためにも・・・。



ヤマグチ ノボル
山口 昇

生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)

出身 新潟県加茂市

事務所／住所
新潟県加茂市旭町15番30号
〒959-1383

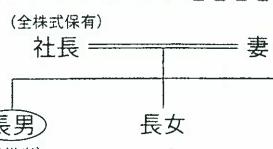
資格 税理士

事務所名 山口昇税理士事務所

TEL 0256-52-1674
FAX 0256-52-1674
URL

<http://homepage2.nifty.com/yn15193>

次回は、「決算書の作成」についてです。



唯一の財産である会社の株式を子供3人に均等に相続させなければならないが、後継者である長男の経営が不安定になってしまう。

長女・次男に渡すためのそれに代わる資産もない・・・
↓
こんな場合は、会社法の規定を利用する!!